|  |
| --- |
| **８　施設設備等の安全管理（例）** |

（１）施設設備等の安全点検

|  |
| --- |
| 　*①定期の安全点検**・施設管理責任者（火元責任者）一覧による毎月（毎学期）の安全点検と併せて、**防災点検を毎年（　　）月、（　　）月に実施する。（参考資料２：点検カード例）**②臨時の安全点検**・文化祭・体育祭等の学校行事の前後、暴風雨・地震・近隣での火災等の災害時に必要に応じて実施する。**・安全性に関する新たな知見が示された際など、教育委員会施設担当課の指示に従い実施する。**③日常の安全点検**・毎授業日ごとに児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について点検を実施する。**・施設を日常的に使用する者として日々活動する中で施設設備の不具合を見つけ危険箇所の把握に努める。**④避難経路・避難場所・通学路危険箇所の点検**・校内避難経路の点検**定期の防災点検日（　　　）月・（　　　）月に併せて、点検を実施する。**・校外避難場所、避難経路、通学路危険箇所の点検**定期に行われる通学路点検（　　　）月に併せて実施する。*　　　*⑤その他（学校施設設備の状況整理）**・校舎図・電気配線図、水道配管図、電話配線図等の整理（担当：事務長）*　　　 |

（２）安全対策の実施

|  |
| --- |
| *・施設設備の安全点検後の対策については、ロッカー、棚などの固定、書棚等の上に重量物を置かない、薬品の容器等の飛び出し防止対策等、学校で可能な対策についてはすみやかに実施する。* |

（３）非常持ち出し品・備蓄品の点検

|  |
| --- |
| *・別表（参考資料３：非常持ち出し品・備蓄物品管理表）に基づき、毎年（　　　）月に点検を実施する。*　　　 |

＜作成上の留意点＞

　・施設設備等の安全点検については、通常行われている定期点検や臨時点検等の中で

防災の観点を踏まえた点検を定期に実施する等、学校の実態に合わせた方法で行うこと。

　・非常持ち出し品・備蓄品の管理については、津波・洪水の想定がある学校は、備蓄品を２階以上に保管する等の考慮も必要である。また、学校に児童生徒が長時間滞在する事も考慮し、必要な備品を準備する必要がある。

＜参考資料１＞

　・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（Ｈ２４文科省）ｐ１４、１５

　・地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために

　　　　　　　　　～非構造部材の耐震化ガイドブック～　 （Ｈ２２文科省）